

**超少子高齢社会の今、
老人クラブの活動変化
と再起が必要です!**

現在、日本は世界でも類を見ない超少子高齢社会を迎え、団塊の世代が75歳に到達する2025年は、「2025年問題」と言われ、医療介護の課題が目前に迫っています。

そのような中でも地域の老人クラブ活動は衰退し、糸満市老人クラブ連合会に加盟するクラブ数は現在12団体で、全盛期の38団体から大幅に減少しています。

老人クラブは、60歳以上の人々が構成員となって地域で組織、活動する団体ですが、社会構造の変化とともに、老人クラブの活動変化と再起が必要となっています。

**介護予防と相互の生活
支援のため老人クラブ
を結成しませんか?**

老人クラブ活動は、趣味や文化、スポーツ以外の幅広い活動を行うことができます。特にこれからは「介護予防と相互の生活支援」という重要な役割も期待されています。皆さんの地域でも老人クラブ結成のご検討をお願いします。

～健康増進 × 地域貢献 × 伝統継承～

糸洲の老人クラブが復活！！



役員のみならず手不足のために廃止となっていた糸洲自治会の老人クラブが、今年6月、33年ぶりに再結成し、糸満市老人クラブ連合会へ加盟しました。クラブの名称を「糸洲シルバー志80友志会」と名付け、パークゴルフ大会や自治会活動の協力などを行っています。「クラブがなかったため、集まる機会も少なかった」と話す現老人クラブの照屋秀幸会長。自治会長から「老人クラブを再結成しませんか」という声かけで、役員を引き受ける照屋源裕さん、神里春行さんなど、同じ思いを持つ区民とともに、健康増進や地域貢献、伝統継承を目的に老人クラブを再結成し、現在、13人の会員がいます。今回は9月15日の「老人の日」に合わせて、糸洲老人クラブの皆さんにお話を伺いました。

糸洲老人クラブ
会員 菊地 美樹雄さん
定年退職後に宮城県から糸洲に移住しました。普段は家庭菜園で野菜を作っていますが、老人クラブで会員の皆さんから育て方のアドバイスをもらっています。移住当初は不安もありましたが、このような交流の場があって良かったと思いますし、宮城から送ってもらえるイノシシなどで会員の皆さんとバーベキューも行うようになりました。

糸洲老人クラブ
相談役 神里 春行さん
9月に行う綱引き行事前には、綱となるベチパーの刈り取り作業を老人クラブが協力して行い、また、年に一度しか行わない綱打ち(綱作り)では私たちが若い世代にやり方を教えることで、地域の伝統を自身の手で受け継いでいけることにうれしさを感じます。仲間とともに汗を流した後は、反省会でカラオケに行ったりすることも楽しみですね。

糸洲老人クラブ
会長 照屋 秀幸さん
糸洲に住む私たちの年代の人は、農家が多く、普段は忙しくてなかなか集まる機会も多くありません。老人クラブが結成後は、集まる機会が増え、楽しく、一緒に活動し、それを区民に還元できることがうれしいです。今後は、老人クラブがもっと大きく、長く続けられるように、さまざまな地域行事を通して後輩を育成していきたいです。

糸洲老人クラブ
会計 照屋 源裕さん
老人クラブができたことで、人が集まり、知恵を出し合うことで多くの気づきを得られていると思います。また、みんなで同じ方向を見て、頑張ることがとても楽しいです。高齢になると社会とのつながりが少なくなってくるため、このような機会は重要だと思いますし、仲間と楽しく運動することで健康を維持できていると思います。

**老人週間パネル展を
開催します**

老人福祉法では、毎年9月15日を「老人の日」とし、同日から21日までの1週間を「老人週間」と定めています。糸満市では関連する取り組みとして「老人週間パネル展」を実施します。

日時 9月10日(火)～17日(火)
場所 市役所 1階市民ロビー

ID 25020

糸満市在宅福祉サービス事業

ID 17409 ☎ 介護長寿課 840・8114

外出支援サービス
寝たきりの状態または車いすを利用して、一般の交通機関を利用することが困難な人に、自宅から医療機関までの送迎
対象 65歳以上で右記に当てはまる人
利用料 市内片道300円
市外片道500円

緊急通報システム
緊急時に簡単な操作で外部通報できる機器の設置
対象 虚弱な1人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で身体上慢性疾患があるなど、常時注意を要する状態にある人
利用料 使用時の通話料・電気料のみ

介護用品給付
要介護4・5に認定された高齢者を在宅で介護する家族へ、紙おむつなどを現物給付
対象 市民税非課税世帯(介護者が別世帯の場合、介護者も非課税であること)
給付額 月額6500円(現物給付)

福祉電話設置
高齢者宅に電話機を設置し、コミュニケーションと緊急連絡手段を確保
対象 1人暮らしの高齢者で市民税非課税世帯
利用料 基本料金、通話料は自己負担

家族介護慰労金支給
要介護4以上に認定された高齢者を在宅で介護する家族に対する慰労金の支給
対象 過去1年以上市民税非課税世帯で、介護保険サービスの利用や長期入院がない高齢者を在宅で介護している家族
支給額 年額10万円

送迎バス活用
民間送迎バスを活用して、送迎バスの運行ルートに設けられた停留所間の送迎
対象 65歳以上でバスに1人で乗り降りできる人
利用料 無料

救急医療情報キット
かかりつけ医療機関や持病、家族の連絡先など、緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キットの配布
対象 65歳以上の単身者または高齢者のみの世帯
利用料 無料